

自動車ターミナル法

1. 案内情報

- 手続名 : 一般バスターミナル事業の許可申請
手続根拠 : 自動車ターミナル法第3条、第4条
自動車ターミナル法施行規則第1条
手続対象者 : 一般バスターミナル事業を営もうとする事業者
提出時期 : 一般バスターミナルの許可を受けようとするとき
提出方法 : 国土交通大臣宛で一般バスターミナル許可申請書を作成し、所管地方運輸局長に提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 添付書類

申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付して下さい。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者が地方公共団体以外の法人にあっては、
 - イ．定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ．最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ．役員又は社員の名簿及び履歴書
- (3) 申請者が法人を設立しようとするものにあっては、
 - イ．定款又は寄附行為の謄本
 - ロ．発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ．設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受又は出資の状況及び見込額を記載した書類
- (4) 申請者が個人にあっては、
 - イ．資産目録
 - ロ．戸籍抄本
 - ハ．履歴書
- (5) 申請者が法第5条第1項から3号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書
- (6) なお、法第4条の規定により、一般バスターミナル事業の許可を受けようとする事業者が、許可を受けようとするバスターミナル事業と同一種類のバスターミナル事業を営んでいる場合は、前項(2)及び(4)から(5)までに掲げる書類の添付を省略することができます。

申請書の提出部数 正2部

- 申請書様式 : 許可申請書
(詳細は、提出先又は相談窓口にお問い合わせ下さい。)

- 記載事項・記載例 : 提出先又は相談窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

北海道運輸局自動車部旅客第一課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 4 1
東北運輸局自動車部旅客第一課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 9
新潟運輸局自動車部旅客課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局自動車第一部旅客第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 5
中部運輸局自動車部旅客第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 5
近畿運輸局自動車部旅客第一課	0 6 - 6 9 4 3 - 9 5 1 1
中国運輸局自動車部旅客第一課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 4 3 6
四国運輸局自動車部旅客課	0 8 7 - 8 3 1 - 7 2 7 1
九州運輸局自動車部旅客第一課	0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 1
沖縄総合事務局陸運部陸運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 6 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：

国土交通省自動車交通局総務課企画室	0 3 - 5 2 5 3 - 8 5 6 4
-------------------	-------------------------

3. 手続情報

審査基準：自動車ターミナル法第6条

標準処理期間：2ヶ月

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)